

## 第10節 販売取扱所の基準

## 第1 第1種販売取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準

第1種販売取扱所は、危政令第18条第1項の規定によるほか、次によること。

## 1 販売取扱所の設置場所の制限【危政令第18条第1項第1号】

販売取扱所の位置は、危政令第18条第1項第1号の規定によるほか、敷地の奥まった場所を避け、道路等に面している場所に設けるよう指導すること。

## 2 標識及び掲示板【危政令第18条第1項第2号】

危政令第18条第1項第2号に規定する標識及び掲示板は、別記第5「標識、掲示板等」によること。

## 3 建築物の構造【危政令第18条第1項第3号から第7号】

販売取扱所の建築物の構造は、危政令第18条第1項第3号から第7号の規定によるほか、次によること。

## (1) 危政令第18条第1項第3号ただし書きに規定する「その他の部分との隔壁」は、次によること。

ア 隔壁は、屋根又は上階の床に達するように設けること。

イ 隔壁に、出入口を設ける場合は、自閉式の特定防火設備とすること。

ウ 隔壁には、原則として窓を設けないこと。ただし、必要最小限の監視用窓（網入ガラス入りはめごろし窓とし、温度ヒューズ付き特定防火設備のシャッター等を設けたもの）を設けることができること。〔H51.7.12消防危23-3〕

## (2) 販売取扱所の床は、耐火構造又は不燃材料とし、危険物が浸透しない構造とすること。●

## (3) 販売取扱所に事務所その他の当該取扱所に必要な業務を行う室を設ける場合は、次により指導すること。●（図3-10-1参照）

ア 耐火構造又は不燃材料で造った壁で区画すること。

イ 出入口は、自動閉鎖式の防火設備をとすること。

ウ 出入口にガラスを用いる場合は、網入ガラスとすること。

エ 店舗部分を区画する壁に窓を設ける場合は、はめ殺しの防火設備（網入りガラスであるものに限る。）とすること。

オ 出入口の敷居の高さは、販売取扱所の用に供する部分の床面から0.1m以上とすること。

カ 建築物内の家具、設備等には転倒及び落下防止の措置を講じること。

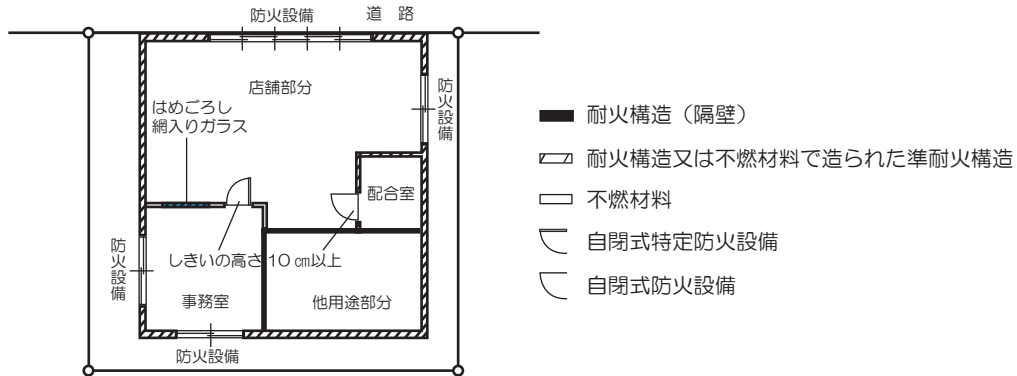


図3-10-1 販売取扱所の設置例

## 4 電気設備【危政令第18条第1項第8号】

危政令第18条第1項第8号に規定する電気設備は、別記第11「電気設備の基準」によること。

## 5 危険物を配合する室【危政令第18条第1項第9号】

危険物を配合する室については、危険物令第18条第1項第9号の規定によるほか、次によること。

- (1) 危険物令第18条第1項第9号ハに規定する「床」及び「貯留設備」は、第1節製造所8の例によること。
- (2) 危険物令第18条第1項第9号ホに規定する「出入口のしきい」は、漏えいした危険物又は発生した可燃性蒸気が店舗部分等へ流出することを防止するためのものであるため、配合室の床から0.1 m以上の高さを有するものであること。
- (3) 危険物令第18条第1項第9号ヘに規定する「排出する設備」は、別記第9「換気設備、可燃性蒸気排出設備」によること。
- (4) 採光及び照明を、第1節製造所9の例により設置すること。●

## 第2 第2種販売取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準

第2種販売取扱所は、危政令第18条第2項の規定及び前記第2（3(1)を除く。）によるほか、次によること。

- 1 危政令第18条第2項第2号に規定する「上階への延焼を防止するための措置」は、次に掲げるものであること。〔S46.7.27消防予106〕
  - (1) 第2種販売取扱所の外壁の位置に対し、2階の外壁の位置が0.9m以上後退している場合（図3-10-2参照）

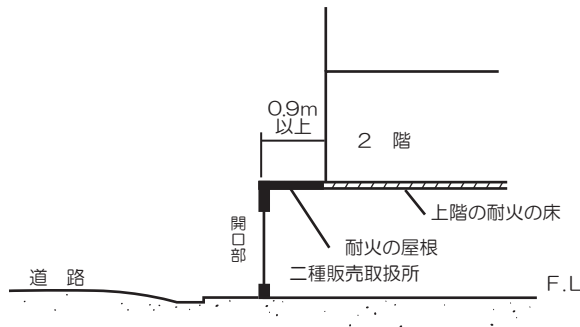


図3-10-2 上階への延焼防止措置の例(1)

- (2) 上階の外壁が耐火構造又は準耐火構造で、かつ、開口部にはめ殺しの防火設備を設ける場合 (図3-10-3参照)

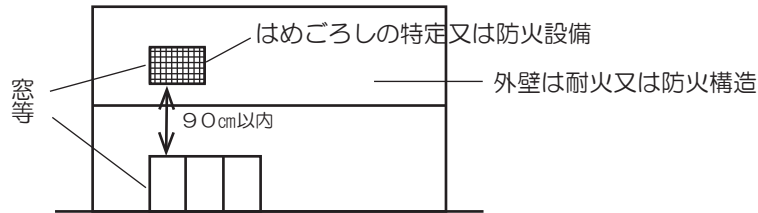


図3-10-3 上階への延焼防止措置の例(2)

- (3) 第二種販売取扱所の外壁と2階部分との間に耐火構造のひさしが次のいずれにも適合して設けられる場合 (図3-10-4参照)

- ア ひさしの突出しの長さを、2階の外壁よりも0.9m以上長くするもの
- イ ひさしの長さを1階開口部の位置より左右に0.9m以上長くするもの

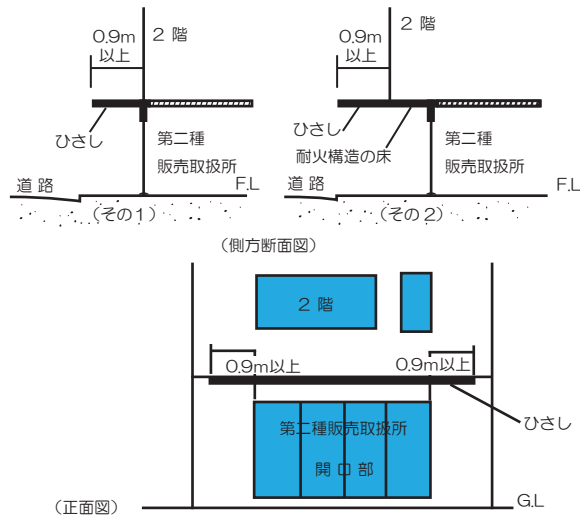
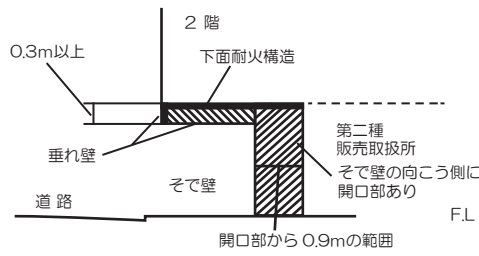


図3-10-4 上階への延焼防止措置の例(3)

- (4) 2階が1階よりも突出している場合 (ウを除く。) は、次に掲げるものとする。

- ア 突出し部分の長さが0.9m以上の場合で、当該突出し部分の外周に0.3m以上の耐火構造のたれ壁が設けられる場合 (図3-10-5参照)

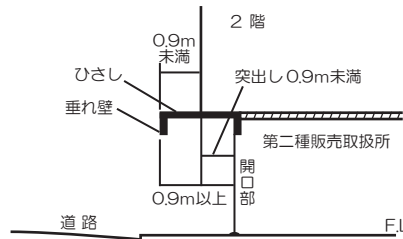


(側方断面図)

図3-10-5 上階への延焼防止措置の例(4)ア

イ 突出し部分の長さが0.9m未満で、耐火構造のひさしが次のいずれにも適合して設けられる場合 (図3-10-6 参照)

- (ア) ひさしの先端が1階前面より0.9m以上となるように設け、かつ、当該ひさしの先端に0.3m以上の耐火構造のたれ壁を設けるもの
- (イ) ひさしの長さを、1階開口部の位置より左右に0.9m以上長くするもの



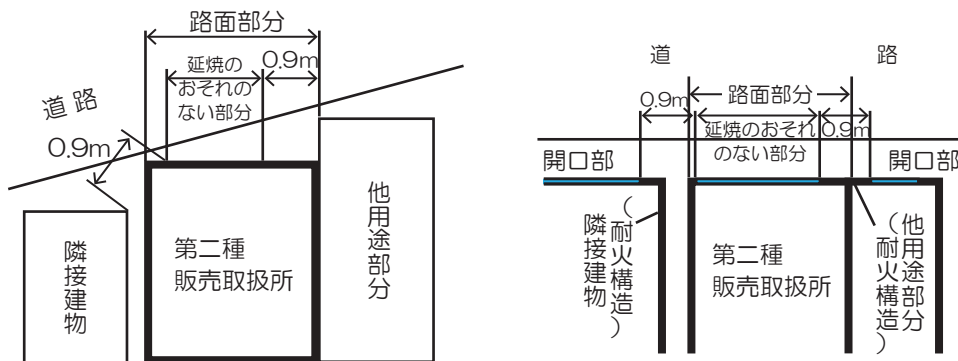
(側方断面図)

図3-10-6 上階への延焼防止措置の例(4)イ

2 危政令第18条第2項第3号に定める「延焼のおそれのない部分」は、原則として別記第6「延焼のおそれのある外壁」の例による範囲以外の部分をいう。

ただし、次に掲げる部分はこの限りでない。〔S46.7.27消防予106〕

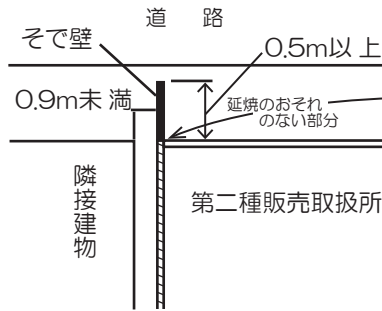
- (1) 第2種販売取扱所の前面の外壁部分のうち、隣接する建築物又は他用途部分の外壁から0.9m以上離れている部分。(図3-10-7 参照)



(平面図)

図3-10-7 延焼のおそれのない部分の例(1)

- (2) 第2種販売取扱所の前面の外壁部分の側端に0.5m以上の長さで、屋根（上階がある場合にあつては、上階の床又はひさし）に達する高さの耐火構造のそで壁を設けた場合の当該前面の外壁部分（図3-10-8参照）



(平面図)

図3-10-8 延焼のおそれのない部分の例(2)

### 3 既存の屋外の第1種販売取扱所〔H1.7.4消防危64〕

平成2年5月23日以前に設置されている屋外の第1種販売取扱所については、次によること。

従来危険物の容器への詰替えを行っていた屋外の第1種販売取扱所については、当該施設を一旦廃止し、新たに一般取扱所としての許可を受けなければならないこと。

なお、一般取扱所としての許可を受けていない場合は、危険物の容器への詰替えはできないこと。